

販路拡大をお考えの小規模事業者の皆さまへ！！

# 小規模事業者持続化補助金のご案内

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく小規模事業者の皆様の地道な販路拡大・開拓などの取組みを支援するため、取組みに要する経費の一部を補助するものです。昨年、好評をいただいた補助金で、小規模事業者の皆様にとって利用しやすい補助金です。この機会に是非補助金申請に挑戦してみませんか？

➤ **経営計画に基づいて実施する販路拡大等（※）**の取組みに対し、経費の一部 **50万円**を補助金上限として補助（補助率 2/3）します。

雇用の増加に伴う取組み、買物弱者対策については、100万円が上限です。

複数の事業者が連携した共同事業を実施する場合は500万円が上限となります。

➤ 計画の作成や販路拡大の実施の際、**商工会議所の指導・助言を受けられます。**

（※）「販路拡大等」とは？**小規模事業者の地道な販路開拓**（創意工夫による売り方やデザイン改変、チラシ作成、商談会参加等）のことをいいます。

## <平成 26 年度補正予算（平成 27 年度実施）の実績事例>

### ① 広告宣伝

- ・事業を PR するためのロゴ作成（A 社、建築業）
- ・ホームページのリニューアルとパンフレット作成（B 社、サービス業）
- ・自社ホームページをスマートフォンに対応（C 社 サービス業）

### ② 集客力を高めるための店舗改装

- ・天井、壁、床のクロス張替えとテーブルの塗装（D 社、飲食業）
- ・パソコンスクールを受講する生徒の利便性強化のための教室改装（E 社、IT 関連）
- ・スロープの設置（F 社、小売業）
- ・個室の設置（F 社、飲食業）
- ・看板の建て替え（G 社、飲食業）

### ③ 商談会、展示会への参加

- ・国際メンズファッション展への出展（G 社、繊維業）

### ④ 新商品開発のための試作品の購入

- ・システムの体験版ページを設置（H 社 IT 関連）

## <補助対象者>

小規模事業者「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条を準用」

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5 人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20 人以下

## <対象となる事業>

- ・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

## <手続き開始の期限等>

公募開始	2月26日（金）
一宮商工会議所への提出期限	5月6日（金）
日本商工会議所への提出期限	5月13日（金） 【締切日当日消印有効】
採択結果公表	7月1日頃（未定）
完了期限	11月30日（水）
実績報告書作成期限	事業を完了した後30日を経過する日、または12月12日（月）のいずれか早い日までに実績報告書を提出（補助金事務局必着）

<注意事項> 申請を希望する方は、申請終了の1週間前までに本所へお越し下さい。申請締切直前は問合せが殺到しますので、お早めにお申込ください。

<問合せ先> 一宮商工会議所 中小企業相談所 TEL. 0586-72-4611 FAX. 0586-72-4411

HP <http://www.ichinomiya-cci.or.jp/> Facebook <https://www.facebook.com/ichinomiya.cci>

◆補助対象者

小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

- ・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業
- ・小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン改変、チラシ作成、商談会参加等)に関する事業

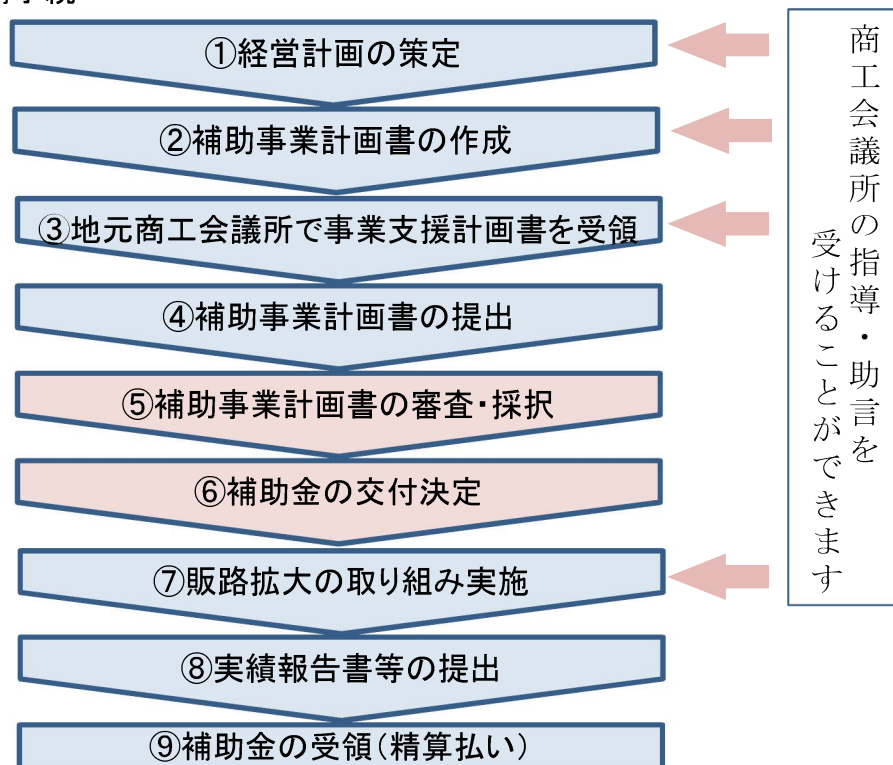
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円(海外展開、雇用促進、買物弱者対策については、上限100万円)
- ・複数の事業者が連携した共同事業を実施する場合は上限500万円

◆申請手続



◆手続きの期限等

公募開始	2月26日(金)
一宮商工会議所への提出期限	5月6日(金)
日本商工会議所への提出期限	5月13日(金) 【締切日当日消印有効】
採択結果公表	7月1日頃(未定)
完了期限	11月30日(水)
実績報告書作成期限	事業を完了した後30日を経過する日、または12月12日(月)のいずれか早い日までに実績報告書を提出(補助金事務局必着)